

ドイツ化学工業の産業レベルにおける倫理

岡 本 人 志

I はじめに

企業行動は自由主義社会においても、完全に自由な条件のもとでおこなわれるわけではない。企業行動に対しては、市場競争の促進、出資者利害の保護、協働者利害の保護、消費者利害の保護、環境保全等の領域において、法令による規制があり、法令による規制の枠組みのもとで企業行動はおこなわれている。企業行動のこの制約条件は、企業体制あるいは企業秩序と呼ばれる。企業体制により、企業がその利害関係者との間に引き起こす可能性のあるコンフリクトの多くは防止することができる。しかしながら、法規範により構成される企業体制にはつねに失敗あるいは不備が伴う。その失敗を補完する役割を担うものとして注目されているのが企業倫理である。企業倫理は、法規範が企業行動を規制していない領域で、自己義務化によって達成される、自主的な自己規制としての特質をもっている。企業倫理は、企業行動が倫理的に非難されるような可能性のあるところで、自己の行動を自主的に制限あるいは抑制することを要請する。

企業体制および企業倫理と並んで、私は、産業レベルの倫理が必要であり、有効であると考えている。そのモデルとなりうる例として、日本化学工業協会のレスポンシブル・ケア活動を取り上げた（岡本人志 [2002]）。レスポンシブル・ケアは、化学工業が国際的なレベルで取り組んでいる、環境・安全・健康を守る活動である。レスポンシブル・ケアを、企業体制および企業倫理と比較すると、一方において、それは、法令に基づいておこなわれているものではな

くて、自主的な活動であるという点において、企業倫理と共通している。他方において、企業倫理が個別企業とその関係会社の領域にとどまるのに対し、レスポンシブル・ケアは、産業あるいは業界団体によって指導される点において、企業体制に近い、正確にいうと産業レベルにおける広がりをもつことができる。さらに産業レベルにおいて、国際的な広がりをもつことができる(Meister, H.-P./Banthien, H. [1998])。レスポンシブル・ケアは、企業体制とも企業倫理とも区別される、産業レベルの倫理として特徴づけられるものであり、企業行動を規制する、三つの道を示している。産業レベルの倫理は、企業倫理を下から支え、支援し、指導する役割を担うるものであり、経営学の研究領域に加えられるべきものである(Hansen, U. [1998])。

本稿では、ドイツ化学工業の産業レベルにおける倫理を取り上げる。中心に置かれるのは、ドイツ化学工業協会(VCI)が1995年に策定し公表した『責任ある行動のガイドライン』である。表題にいう「責任ある行動」は、レスポンシブル・ケアのことである。以下、第1に、Rieder, B. [1996]に基づき、1995年のガイドライン策定を可能にした要因を説明し、ガイドライン策定に至る過程においてドイツ化学工業協会が様々な対話をおこなったことを明らかにする。ガイドラインは、業界団体のいわば密室においてではなくて、広く社会との意思疎通をはかりながら策定されたものである。企業倫理の分野においても、ガイドライン策定と対話、両者の関わりが中心的な位置を占めることは、高見直樹[2002]が明らかにしたところである。リーダーの所説を取り上げる所以は、かれが産業レベルにおいて両者の関わりに焦点を合わせた点にある。第2に、ドイツ化学工業協会の『責任ある行動のガイドライン』(1995年)それ自体を紹介する。ドイツ化学工業協会はなるほど、その会員企業に対して直接に指令を出すことはできないし、会員企業の行動様式に対して義務を課すこともできない。その限りにおいて、ガイドラインは形式的に見ると、單なる勧めの域を出るものではないかもしれない。しかし、それは、「会社レベルにおいて、実際には高い受容度をもつ」(Rieder, B. [1996] S. 147.) もので

あり、会員企業の倫理を後押しし、支援し、指導するという側面をもっているといえる。第3に、ドイツ化学工業協会が1996年に発行した最初の『レスポンシブル・ケア報告書』の概要を紹介する。これは、1995年のガイドラインに基づいて発行されたものである。ガイドラインの詳細は第3節で取り上げるが、そこには、次のような文言がある。「責任ある行動とは、信頼の風土をつくることである。このことは、化学工業の企業とその隣人、顧客、消費者、並びに社会との間の、オープンな対話によって確保される。特に重要なことは、その際、自らの協働者との対話である。信頼構築の前提是、オープンで継続的な情報の公開である」。

Ⅱ ドイツ化学工業協会のガイドライン策定と対話

ドイツの化学工業の産業レベルにおける倫理を目指す運動は、1986年の『ドイツ化学工業の環境ガイドライン』において具体化され、そして1995年の『責任ある行動のガイドライン』へと発展する。前者は環境保全と健康保護、安全における自己責任に対する信条を主たる内容とするものであるが、これと比較すると「『責任ある行動のガイドライン』が特別の重点を、製造物責任、情報公開、対話、協力に置いている」(Mariacher, A. [1996] S. 290.) 点が目立つ。

Rieder, B. [1996] は、化学工業の産業レベルにおけるガイドラインの策定を可能にした業界の内部要因を説明し、そして1995年のガイドラインの策定へと到達する流れを、「意思疎通を目指す直接的なコミュニケーションの意味における対話がどのような役割を演じたか」(Rieder, B. [1996] S. 139.) に注目しながら説明している。

リーダーによると、産業レベルにおけるガイドラインを策定する試みは、ドイツにおいても「ほとんど現れていない」(Rieder, B. [1996] S. 134.)。「化学工業は例外に属する」(Rieder, B. [1996] S. 136.)。自己の行動の基準として、法令を順守するだけではなくて、それを越えて倫理的な目標を定めることが緊急に要請されるという意識が産業内部に存在することが、産業レベルにおける

ガイドライン出現の前提である。われわれは、このような意識がすべての産業において存在していると考えてよいであろう。それにもかかわらず、ドイツにおいて、化学工業が「例外」に属しているのは何故か。リーダーは、化学工業が他に先んじている内部要因を、化学工業の比較的強い産業内部の結束に求める。自動車産業との比較において、次のように述べている。「自動車工業において疑いもなく自動車の環境政策的および社会政策的な問題をめぐる意識が存在するにもかかわらず、産業内部の競争の激しさと業界組織の結束不足のために、国際的なレベルにおいても、まったく異なった状況にある。1995年の9月に初めて、それゆえに化学産業における最初の環境ガイドラインの10年後に、しかも自動車製造業者の業界団体ではなくて、個別の会社が一連の文書において、鮮明に宣言した環境保全のガイドラインを明確な『意識改革』として公表した」(Rieder, B. [1996] S. 136–137.)。「産業の内部において『われわれが、』という意識が相当な水準に達した、集合的な問題意識が遭遇するとき、産業ガイドラインへの発展の過程が始まる」(Rieder, B. [1996] S. 137.)。

化学工業において、『責任ある行動のガイドライン』はどのようにして策定されたか。リーダーは、策定に至る過程に対する対話の役割に注目する。かれは、一方における産業内部の対話と外部の機関・団体の参加とを区別し、他方における産業・業界団体のレベルと個別の企業のレベルとを区別する。これによつて、対話がおこなわれ、最終的なガイドラインへと到達した、4つの分野が区別されることになる。産業レベルでの内部の対話、産業レベルでの外部との対話、個別の企業レベルでの外部との対話、個別の企業レベルでの内部の対話がそれである。それぞれに属する主要なものを、リーダーは列挙している。

産業レベルでの内部の対話は、業界団体内部の討議の形で数年にわたっておこなわれた。「最近5年間における産業・業界団体レベルでの内部の意思疎通過程は、すべての大陸を含む、国際化学工業協会協議会（ICCA）における、産業ガイドラインの調整と策定を推進した」(Rieder, B. [1996] S. 140.)。リーダーは、以下のものを列挙している。

- 1991年4月 ロッテルダムでのレスポンシブル・ケア・コンファレンス
(ICCA, 業界団体と各国の化学企業の経営者)
- 1992年10月6日 リスボンでのレスポンシブル・ケア・コンファレンス
(ICCA, 業界団体と各国の化学企業の経営者)
- 1993年11月29日 レスponsible・ケア（責任ある行動）のためのワークショップ（VCIの会員企業）
- 1993年以降 VCI内部の学際的なワーキング・グループ「責任ある行動（RC）」
- 1994年9月27日 「製造物責任」のためのワークショップ（ACOMとAFEMの側の参加者）

産業レベルでの外部との対話は、1986年の環境ガイドライン以降活発におこなわれるようになった。「産業外部の参加を伴う、業界団体における対話は、最初の産業ガイドラインに対しては発展要因としての役割をあまり演じなかつた。むしろそれは、社会との対話を文書において自己義務化することによって初めて推進された」（Rieder, B. [1996] S. 141.）。最近数年における業界団体の実績として、リーダーは、以下のものを列挙している。

- 1991年 ボンにおけるフォーラム「化学の挑戦と展望」
- 1991年以降 教員会議
- 1993年以降 調査集会「人間と環境の保護」
- 1993年 ワークショップ「化学の自画像と他画像」
- 1995年6月 「化学物質と持続的な開発」
- 1995年9月 ワークショップ「化学におけるコミュニケーションとコンフレクト」
- 1995年9月 未来フォーラム「持続可能な開発」

個別企業のレベルにおける外部との対話については、リーダーは、次のように記している。「産業と業界団体のレベルにおける意思疎通過程は、個別企業のレベルにおける自己義務化と責任ある行動を目指す、小規模の多様な討議過

程によって厚みを増し、並行しておこなわれ、後押しされた」(Rieder, B. [1996] S. 141.)。1986年の環境ガイドラインも、「化学産業の大規模な代表的会社において以前に策定された個別企業の環境ガイドラインが支援した」(Rieder, B. [1996] S. 141.)。個別企業がおこなってきた外部との対話の例として、リーダーは、以下のものを列挙している。

政治、官庁、メディアとの制度化された談話

近隣のグループとの討議

オープン・ドアの日

あらゆる住民層の個別の訪問者グループとの談話

遺伝子工学、化学製品リサイクルなど実際のテーマに関する、地域における
討論集会

目標、行動、自己理解の問題に対する、調達先、顧客、近隣住民、申込者などとの、平日における談話、討論、取り決め

個別企業のレベルにおける内部の対話について、リーダーは、次のように記している。「すべての会員企業は実際に産業ガイドラインをそのときの企業行動のガイドラインの中に明確に取り入れざるをえない」(Rieder, B. [1996] S. 142.)。「産業ガイドラインを個別企業の関連の中に統合し、具体化する必要が生じる。様々な階層と職能の間の、企業内の意思疎通過程を必要とし、個別会社のレベルではしばしば職能横断的な『レスポンシブル・ケア』ワーキンググループを編成させる」(Rieder, B. [1996] S. 142.)。個別企業の内部における対話の例として、リーダーは、以下のものを列挙している。

企業行動のガイドライン、企業行動の諸原則、企業行動の政策のための制度化された研修会

レスポンシブル・ケアのための職能・部門横断的なワーキング・グループ

目標、行動、自己理解の問題に対する、次のような担当者間の、平日の談話、
討論、取り決め

・環境保全担当者

- ・工場・生産管理
- ・研究開発
- ・マーケティングと販売
- ・コーポレート・コミュニケーションズ
- ・経営管理

以上、本節においては、リーダーの所説に基づき、化学工業のガイドライン策定を可能にした要因を説明し、策定に先立っておこなわれた各種の対話を列挙した。

III ドイツ化学工業協会『責任ある行動のガイドライン』(1995年10月)

ドイツ化学工業協会が1995年10月に発行した冊子『責任ある行動のガイドライン』は、第1に、同協会の会長、ベッカー（Becker, G.）氏の「このガイドラインについて」と題する挨拶、第2に、「責任ある行動というイニシアティブの基本的考え方」、第3に、「責任ある行動というイニシアティブの諸領域」という3つの部分から構成されている。なお、本稿では、ドイツ語の版を主として用い、必要に応じて英語の版を参照した。文中にいう「責任ある行動」は、「レスポンシブル・ケア」のことである。

ベッカー氏の挨拶から順次見ていきたい。「環境および開発の問題は、しばしばグローバルな性格をもち、すべての関係者の責任ある行動を要求する。1992年のリオデジャネイロにおける環境と開発のための国際会議で、持続可能な開発、持続的に未来調和的な開発のコンセプトが国際社会の共通の目標として採択された。ドイツの化学工業は、それに寄与したい。エコロジー的、経済的、社会的な視点のもとに、われわれは、現世代および将来の世代のための生活の基礎としての自然を維持するよう努力する。化学工業の企業にとっては、このことは、この社会と将来の世代に対する化学工業の活動の影響を不斷に点検し、企業の意思決定において持続的に考慮することを意味する。それゆえに、ドイツ化学工業の企業は、世界的なイニシアティブであるレスポンシブ

ル・ケアに積極的に参加する。ドイツ語では Verantwortliches Handeln（責任ある行動）という、このイニシアティブは、化学工業によって、化学工業のために採択された。その際、企業は法令の有無には関係なしに、安全、健康、環境保全に対する貢献を継続的に改善することを自らに義務づける。企業は高い理想の目標を自らに課し、改善の過程をコントロールし、それを内外に公表する。自然資源の保護、排出量の減少、および労働、輸送、貯蔵の安全性の向上は、すべての協働者の責任を意識した行動によってのみ達成される。それゆえに、すべての企業レベルにおける協働者は、自己のイニシアティブに基づいて必要な措置の実施に協力する義務がある。工場の境界をも越える、製造物に対する責任、および協働者、顧客、社会との絶え間のない対話は、責任ある行動というイニシアティブの特に重要な構成要素である。このイニシアティブによって、化学工業の企業は、われわれの社会の持続可能な未来調和的な発展に対して重要な貢献をする。責任ある行動というこのガイドラインによって、われわれは、1986年のドイツ化学工業協会の環境ガイドラインを継承する。責任ある行動のガイドラインの諸原則は、ドイツ化学工業協会の構成員である企業の、世界中における関係会社に対しても適用される」。

『責任ある行動のガイドライン』の本文は第1に、「責任ある行動というイニシアティブの基本的考え方」を明示している。これは、10の原則から構成される。

第1の原則。「化学工業は人間と環境の安全および保護を、基本的な意義をもつことと考える。それゆえに、経営者によって、環境政策のガイドラインが策定されるべきであり、新しい要求にてらして規則的に点検されるべきであり、この有効な実施のための措置が経営の実践において作り出されるべきである」。

第2の原則。「化学工業は、すべての協働者に、環境に対する個々人の責任意識を強化し、その工場の製造物と経営活動によって引き起こされうる環境負荷に対する注意を鋭敏にする」。

第3の原則。「化学工業は、その製造物と企業活動に対する社会の疑問と疑惑を真剣に受け止め、それに対して建設的に取り組む」。

第4の原則。「化学工業は、その協働者、隣人、顧客、消費者、並びに環境の保護のために、その製造物の製造、貯蔵、輸送、販売、利用、使用、廃棄におけるハザードとリスクを継続的に減少させる。われわれは、新しい製造物と生産方法の開発においてすでに、健康、安全、環境の視点を考慮する」。

第5の原則。「化学工業は、その製造物の安全な輸送、貯蔵、安全な利用、使用、廃棄について、適切な方法で顧客に情報提供する」。

第6の原則。「化学工業は、人間と環境に対する製造物、生産方法、廃棄物のありうる影響に関する知識を増大させることに絶えず努める」。

第7の原則。「化学工業は、リスク評価の結果に基づいて健康と環境に対する危険から防護するための措置が必要である場合には、経済的利害を顧みず、製造物の販売を限定し、その生産を中止する。化学工業はそのことについて、社会に対して全般的な情報を公表する」。

第8の原則。「化学工業は、健康と環境の危険が経営に起因する場合には、必要な措置を講じ、関係官庁と緊密に協力し、そして社会に対して遅滞なく情報を公表する」。

第9の原則。「化学工業は、人間と環境を保護するために、その知識と経験を、実際的で有効な法令、処置、基準の作成に積極的に投入する」。

第10の原則。「化学工業は、責任ある行動というイニシアティブの諸原則とその実施を推進する。そのためには、関心をもつ関係集団との間における認識と経験のオープンな交換が特に役立つ」。

『責任ある行動のガイドライン』の本文は第2に、「責任ある行動というイニシアティブの領域」を明示している。これは、6つの領域から構成される。

第1の領域は、「工場の空間を越えた、製造物責任」である。「責任ある行動」とは、人間と環境にとって安全に製造され、輸送され、利用され、廃棄されうる製造物のみを世界中において提供することである。配慮は、製造物の計画と

開発においてすでに始まり、そのライフサイクルのすべての局面に及ぶ。それは、開発から最終的な行方に至るまで製造物の連鎖におけるすべての参加者の責任ある協働を要求する」。

第2の領域は、「すべての経営に対する基本的的前提としての、工場の安全と危険防止」である。「責任ある行動とは、化学工場に起因しうるリスクを認識し、評価し、除去あるいは軽減するために、前もって安全の視点に組織的に、総合的に取り組むことである。そのためには、工場は、故障が生じないように、過誤を阻止するように、過誤に対応できるように、設計されなければならない。工場の安全な運転は、文書による指図、教育と訓練によって確保されなければならない。危険の防止のために、計画が策定されるべきであり、そして関係官庁と協力すべきである」。

第3の領域は、「協働者に対する責任としての、労働の安全」である。「責任ある行動とは、健康に対する直接的かつ長期的な危険から、完全な労働保護の意味において、協働者の安全な保護を達成することである。労働組織、安全管理、健康保護、安全技術、危険物、製造方法に及ぶ、全体的な監視によって、総合的な労働安全のコンセプトが追求される」。

第4の領域は、「目標に向けた新しい道としての、環境保全」である。「責任ある行動とは、環境保全の義務を積極的に遂行し、そしてそれを越えて、環境の有効な保全を目指す製造物と生産方法の絶え間ない再開発と新開発を利用することができる。環境マネジメント・システム、排出と廃棄の減少および資源保護のための効果的なプログラムは、環境保全の首尾一貫した発展に必要なものである」。

第5の領域は、「すべての経路における最高の使命としての、輸送の安全」である。「責任ある行動とは、化学製品の輸送、積み替え、貯蔵におけるリスクを絶えず減少させることである。そのためには、ありうる危険が測定され、その回避ないし制限のための、対応する予防措置が講じられる。輸送事故の場合には、自己の責任において積極的な支援をおこなうべきである」。

第6の領域は、「信頼の構築と受容にとって不可欠な、対話」である。「責任ある行動とは、信頼の風土をつくることである。このことは、化学工業の企業とその隣人、顧客、消費者、並びに社会との間の、オープンな対話によって確保される。特に重要なことは、その際、自らの協働者との対話である。信頼構築の前提は、オープンで継続的な情報の公開である」。

IV 最初の『レスポンシブル・ケア報告書』(1996年)の概要

ドイツ化学工業協会は1996年に、最初の『レスポンシブル・ケア報告書—安全、健康、環境保全に関するデーター』を発行している。本稿では、英語の版を用いた。英語の版は、全34ページから構成されている。「レスポンシブル・ケア」は、「責任ある行動」のことである。

(1) 課題と方法

ドイツ化学工業協会会长シュトルーベ(Strube, J.)氏の「この報告書について」と題する序文に基づいて、報告書の課題を明確にしておきたい。「世界的なレスポンシブル・ケアのイニシアティブは、化学工業によって、化学工業のために展開してきた。それは、行政の要請とは独立に、健康と環境の保護のための、協働者と市民の安全のための諸条件を絶え間なく改善するための取り組みである。その取り組みを通して、化学工業の企業は、持続可能な開発に対する重要な貢献をする」。「1995年に、レスポンシブル・ケアの指導原理—それは、1986年の『環境ガイドライン』の拡充、発展である—の採用によって、ドイツ化学工業協会の総会は、協会のメンバーである企業が世界的な『レスポンシブル・ケア』のコンセプトを日々の事業活動のなかで実行に移していくことを期待した。協会は、このような努力を支援し、そしてとりわけ、レスポンシブル・ケアと製造物責任に関するガイドラインを発行することによって、このことを明確にしてきた。われわれはドイツ化学工業協会として、社会に対するレスポンシブル・ケアの正当性を証明し、この自主的な取り組みから生まれ

た成果を公表したい。もちろん、その成果を記録し、提示することは、容易なことではない。ドイツ化学工業協会に属する多くの企業は、その企業独自のデータをさまざまな形式の環境報告書の形で公表している。これらのデータは、業界レベルで編集し直し、調整されなければならない。ヨーロッパ化学工業協議会は、ドイツ化学工業協会と共同して、健康、安全、環境保全に関するパフォーマンスの改善が測定でき、しかも業界レベルにおける集計に適している、初めての一連の指標を開発した」。

「この報告書は、パイオニアとなるものである。この報告書は、すべてのドイツ化学工業協会に属する企業に対して送られた調査票に基づいている。この調査に参加した企業の数の多さは、感銘を与える。化学産業における全被雇用者の約 76 パーセントに相当する、700 以上の化学工場が、かれらの成果をわれわれに提供した。加えて、公的なデータとドイツ化学工業協会のその他の調査が用いられた」。

「この報告書について」に続く「この報告書の焦点」と題する箇所に基づいて、報告書が採用した方法を明確にしておきたい。「1995 年にドイツ化学工業協会が採択したレスポンシブル・ケアの指導原理が、この報告書の基礎となっている」。「ドイツ化学工業の各メンバーはそれにより、この指導原理を実行に移すよう付託された。ドイツ化学工業協会のレスポンシブル・ケアのプログラムは、ガイドラインの原則が明示している 6 つの領域、すなわち環境保全、協働者の健康と安全、製造工程の安全、輸送の安全、製造物責任、コミュニケーションの領域にわたる。ドイツ化学工業協会のメンバーである企業の大多数は、それらの領域における自己のパフォーマンスと目標について、独自の環境報告書を発行して報告している」。「業界レベルにおいて集計された数値はすでにこれまで、環境保全のコスト、大気と水系への排出のような部分分野においては公表されてきた。この報告書において、われわれは初めて、6 つの領域すべてにおけるわれわれの努力の成果について、業界レベルにおけるパフォーマンスの標準化された指標として適切なものを公表する。指標は、ヨーロッパ化

学工業協議会による提案に従っている。しかしながら、いくつかの領域においては、指標の選択が未だ初期の段階にある。われわれは今後、オープンな討論を通じてこの欠落を埋めるよう努めたい」。

「ドイツ化学工業協会のメンバーである企業の 700 以上の事業所—そのうちには、多くの小規模および中規模の企業が含まれる一が、この調査のために資料を提供した。これは、化学工業の全協働者の約 76 パーセントである 40 万 7,500 人に及ぶものである」。「ドイツ化学工業協会のメンバーである企業から得たデータに加えて、ドイツ連邦統計局、化学工業の協働者保険組合からのデータ、およびドイツ化学工業協会によるその他の調査の数値もまた用いられた」。

(2) 環境保全

「ドイツにおいては、政府が極めて高い基準を、環境保全に対して課してきた。したがって、自主的に引き受けられる改善に対する範囲は、政府の規制が厳格でない諸国におけるほど大きくない」。「レスポンシブル・ケアの意味に属する環境保全の首尾一貫した推進は、排出と廃棄の回避および資源の保護を目的とする適切なマネジメント・システムの構築と有効なプログラムの策定である。環境保全の領域におけるレスポンシブル・ケアの中心的な考え方は、個々の協働者の直接的な参加と協働者の責任感の強化である」。

環境保全の領域は、「排出」、「資源投入」、「環境保全はコストなしではない」という項目から構成されている。

「排出」の項目では、第 1 に、大気汚染が取り上げられる。「ヨーロッパ化学工業協議会の提案で、二酸化硫黄、窒素酸化物、および揮発性有機化合物の排出が大気汚染を測定するための適切な指標として選ばれている。個別の企業の環境報告書は一般に、この他に、煤塵、一酸化炭素、重金属のような指標も含めている。大気中への排出を測定するために、燃焼プラントからの排出と生産工程からの排出ガスとともに測定された」。このようにして測定された二酸化硫黄、窒素酸化物、揮発性有機化合物の 1995 年における排出量が記載され、

そして1979年を基準とすると、1994年には二酸化硫黄が92パーセントまで、窒素化合物が72パーセントまで、揮発性有機化合物が84パーセントまで減少したことを報告している。第2に、二酸化炭素の排出が取り上げられている。「エネルギー関連の二酸化炭素排出については、大気への排出の分野における、業界に特有な特に重要な指標である。リオデジャネイロにおける気候会議の枠組みのなかでは、温室効果ガスである二酸化炭素の排出の削減または抑制が求められた。化学工業はエネルギー関連の二酸化炭素の排出を、1990年から2000年までに、生産水準の増加にもかかわらず、30パーセントまで減少させることを目標としている」。「そうすることにより、化学工業は、リオデジャネイロにおける気候会議による目標とドイツ連邦共和国政府による目標を、自主的努力により達成することを望んでいる。監視プログラムに基づいて、第三者機関が、削減目標が守られているかどうかを監視している」。化学工業のエネルギー関連的二酸化炭素の排出は、1990年を100とすると、1994年は66.67となっている。第3に、水質汚染が取り上げられている。「水質汚染を量的に捉えうるために、栄養分、有機化合物、重金属の排出が測定された。これまで多年にわたって、ドイツ化学工業協会は、そのメンバーである企業から前記の指標に関するデータを得てきた」。1995年における水系への窒素、リン、亜鉛、銅、鉛、砒素、水銀の排出量、1970年から1994年までの直接的な排出量の減少を表示している。第4に、化学工業の「総合的な廃棄物」を捉えるための努力に論及している。「現在のところでは、化学工業によって生み出される廃棄物に対する、産業に固有な適切な指標を決定することは困難である」。「したがって、ドイツ化学工業協会の調査がおこなわれた本年においては、化学工業の企業によって処分されなければならないすべての廃棄物について、有毒であるなしにかかわらず、台所の屑から生産の廃棄物まで記録された」。「資源投入」の項目では、第1に、「水の投入」が取り上げられる。「化学工業は、主として冷却液、溶剤として、あるいは作用剤として、水を使用する。使用される水の大部分、約80パーセントは、汚染されることなく河川に返さ

れる冷却液として使用される」。1995年の「水の投入」量が示されている。第2に、「エネルギーの投入」が取り上げられている。「化学工業は、エネルギー集約的な産業である。エネルギーに対するこの依存は、化学工業の側に、早くからの持続的な、水節約の努力をさせてきた。この産業は、その絶対的なエネルギー消費の絶え間ない削減に成功してきた」。1990年から1994年まで、電力、天然ガス、鉱油、石炭に分けて、エネルギー投入の変化が示されている。

「環境保全はコストなしではない」の項目は、環境保全のためのコストを取り上げている。「長期間にわたり、化学企業は、排出と廃棄を削減することおよび資源を保護することを目指してきた。このような努力は、環境保全に対する投資と環境保全施設の運転に費やされる多額の資金によって立証される。生産工程後の施設への大規模な投資は、それらが生産に統合された環境保全に急速に取って代わられてきたので、減少していることが明らかである一方で、運転コストは、この工業にとって重要な要素であり続けている。統合された環境保全コストは、現在のところ測定は不可能である」。1989年から1994年までの、生産工程後の施設への化学工業の投資額が表示され、これら施設の運転コストの額が示されている。

(3) 協働者の健康と安全

「この領域におけるレスポンシブル・ケアは、総合的な健康保護のコンセプトによって、健康の危険要素から協働者を保護することを意味する。労働組織、安全管理、健康保護、安全技術、危険物質、生産手順を含む全般的なアプローチが、協働者の健康と安全を確保するための包括的なコンセプトを提供するのに役立つ。化学工業における職場の安全と協働者の健康保護を比較可能にするために、われわれは、ドイツ化学工業保険組合によっておこなわれている調査に依拠する。現在のところでは、事故の頻度と程度、職業上の死亡事故の件数が指標として選ばれている。職業上の疾病のタイプと頻度については、われわれは、ドイツ化学工業保険組合によって発行されている出版物に委ねる」。「事

故の頻度は、100万労働時間当たりの職業上の届け出るべき事故件数により測定された」。化学工業における事故の頻度が近年着実に低下していることが図示され、他の産業と比較して最も低いレベルにあることが指摘されている。「化学工業における職業上の事故の程度は、年金の新規取得数によって測定される。もし治療したにもかかわらず事故が永続的な障害をもたらせるならば、年金支給が発効する」。1970年から1995年までの化学工業における新規の労災年金の件数が100万労働時間当たりで図示され、低下の傾向にあったが、1993年と1994年に比較的高かったことが示されている。死亡事故については、1995年における24件の件数が示され、他の産業と比較して少ないと、目標が死亡事故ゼロであることが指摘されている。

(4) 製造工程の安全

「安全は、新しい製造工場の最初の計画段階において始まる優先的な問題である。工場設備それ自体または製造中に使用される化学物質によって引き起こされるかもしれない危険の潜在的原因は、この工場の最初の計画段階の間に特定され、除去される。新しい手順は、その安全と製造の安全がともにテストされるように、小規模な試作施設においてテストされる。製造工程の安全はまた、化学工場が定期的に保守され、頻繁に技術的な監視を受け、そしてもし必要ならば、改善されることを意味する。製造工程の安全についての技術的な側面の他に、人間と技術の境界面もまた考慮に入れられなければならない。レスポンシブル・ケアにはしたがって、協働者が工場設備とその操作方法に習熟すること、それによって操作を安全におこなうことができることもまた含まれる。このアプローチは、過誤の潜在的な源に対する協働者の知覚を高め、危険防止を助ける」「これらの努力の成果を測定する指標は最近になって初めて、化学工業において議論されるようになった」「ヨーロッパ化学工業協議会の提案に基づいて、この報告書においては、ドイツ化学工業協会は、化学工場において生じる損傷の件数を、製造工程の安全のパフォーマンスの最初の指標として選ん

だ。たとえば、火災、爆発、物質の放出によって引き起こされた損傷は、一定の損傷の程度を越えたときに記録された。工場それ自体において生じた損傷は、それが 100 万マルクを越えたとき、対外的な損傷の限界の場合は 20 万マルクを越えたとき、記録された」。1995 年の損傷の件数は 20 件であった。

(5) 輸送の安全

「ドイツの化学工業の企業は、化学製品の輸送、積み換え、貯蔵に関して安全基準を高めることに継続的に取り組んできた。可能なところではどこでも、危険物質の長距離輸送は制限されている。この目標達成の一つの重要なステップは、一つの工場への生産ユニットの集中である。このことは、原料と中間製品がもっぱら化学工場自体の内部でパイプまたは他の手段によって輸送されるべきであるということを意味する。もし、危険物質の輸送が避けられないならば、レスポンシブル・ケアは、安全基準の形態において適用される。この基準は、輸送機関、運転手の有効な訓練、輸送機関に明確なマークを付けること、輸送される化学物質に関する事故リーフレットでの広範囲な情報提供に及ぶ。輸送の安全の改善を測定する、業界に特有なパフォーマンスの標準的な指標は、現在のところ化学工業と輸送企業によって検討中である」。「あらゆる注意と配慮をしても、輸送事故は、完全には排除できない。事故の場合には、損害の防止と制限のための効果的なシステムが利用できる。1982 年に、化学工業は、『輸送事故の情報と支援のシステム』一略して TUIS と呼ばれる一を、参加する約 140 の企業とともに立ち上げた。そのサービスは自主的に提供されるものである。TUIS は、いかなる製造業者が関係しておろうと、化学物質と有毒物質を含む事故の場合に、消防隊、警察、公的機関に支援をおこなう」。1985 年から 1995 年までの TUIS の活動件数が、工場火災に対する消防活動を含む緊急事態に対する支援、現場での通報に対する支援、電話相談に対する支援に分けて示されている。

(6) 製造物責任

「レスポンシブル・ケアは、人間と環境にとって安全な方法で生産され、流通され、使用され、処分されることが可能な製造物のみが世界中において提供されることを意味する。製造物責任は、製品開発の最初の段階において始まり、製品のライフサイクルのすべての段階に及ぶ。この目標を達成するために、原料の採掘から使用を経て最終的な処分に至るまでの供給の連鎖に参加するすべての関係者に、責任ある協力が要請される。製造物安全の絶え間ない向上は、企業間の関係における、ますます増大する競争的な要因である。ここにおいては、協会は、影響を行使することはできず、それゆえに、製造物責任の測定し得る改善に対する業界特有な指標は、見つけるのが困難である。しかしながら、協会内部で、メンバーである会社は、その努力を結集して、人間と環境に対する、製造物、生産手順、廃棄物の潜在的な影響についての知識の増大をはかっている。科学、労働組合、公的機関の協力によっておこなわれる、古い物質の検査はその一例である。これに加えて、物質と製造物に関連した、ドイツ化学工業協会またはそのグループによる自主的な協定の数の多さは、化学工業が実際に、製造物責任に取り組んでいることを示している。これらの自主的な協定は一般に、公的機関と公衆に、法令順守をチェックさせる監視の過程を伴っている。「製造物責任の改善を測定するための、業界に特有な指標の開発は続けられている。いつか、われわれは、この努力の成果に基づいて報告するであろう」。

(7) コミュニケーション

「コミュニケーションは、レスポンシブル・ケアの不可欠な要素である。論理的に見ても、それは、工場のレベルで始まる。すべての協働者が企業の内部および外部の代表者だからである。重要なコミュニケーション手段は、絶え間ない訓練に加えて、掲示板や協働者との電話のような、内部のメディア、討論とコミュニケーション手段の利用もまた含む。外部コミュニケーションは、多

様な目標グループ、特に近隣住民、そしてまた顧客、政治家、ジャーナリスト、理想的には一般社会を含む。過去において、化学工業はすでに、『対話における化学』のモットーのもとに社会へと手を差し出してきた。しかしながら、効果的なコミュニケーションに対する、客観的で信頼できる、業界特有の指標を確立することは困難である。出版物、討論集会、情報公開のイベント、工場見学、などの量的リストアップは、『聞かれ、理解され、そして意見を把握するべきである』という現実の目標からは大きく遅れている。最初の段階として、われわれは、発行された環境報告書の数と環境監査の指導に基づく環境会計報告書の数についての情報を得ている。前者については 115、後者については 17 という数が示されている。

(8) 展望

「この報告書は、出発点にすぎない」。「この報告書によって、ヨーロッパ化学工業協議会の指標に従って、量的に測定可能なパフォーマンスが収集され、産業レベルにおいて集計され、そして社会とのコミュニケーションにおけるわれわれの共通の関心として示された。計画されている毎年の発行は、定期的な間隔での監視を可能にする」。「輸送の安全、製造物責任、コミュニケーションのような領域では、パフォーマンスのより良い測定のために、他の産業分野と協力して、化学工業に特有な適切な指標を開発することが必要である」。これらのうち、製造物責任とコミュニケーションはマリアハーアが指摘したように、1986 年のガイドラインと比較して 1995 年のガイドラインが重点を置いた領域である (Mariacher, A. [1996] S. 290.)。1997 年以降の報告書について、この二つの項目に関するドイツ化学工業協会の取り組みとパフォーマンス測定のための指標開発に関する記述内容が点検されなければならないであろう。

ドイツ化学工業協会の『レスポンシブル・ケア報告書』にはこの他に、付録として、ドイツ化学工業協会への電話とファクスによるアクセス方法、報告書の調査方法、ドイツ化学工業協会の『レスポンシブル・ケアのガイドライ

ン』、1986年から1996年7月の時点までにおける、化学工業における物質と製造物関連の協定、今回の調査に対して情報を提供した企業名の一覧が記載されている。

V 結 び

本稿で紹介した、ドイツ化学工業協会が発行している二つの資料は、会員企業のレスポンシブル・ケア活動に対する同協会の後押し、支援、指導という側面に关心をもつ者にとって重要である。

ドイツ化学工業の業界としての結束の強さについて、リーダーの所説を参照した。ドイツ化学工業協会には、約1,500社が参加している。そのうちの80パーセント以上は従業員300名以下の中小規模の会社である。最初の『レスポンシブル・ケア報告書』に集計されたデータを提供したのは、実に700社を越えている。多くの中小規模の会社が調査に参加したことがわかる。この事実から、ドイツ化学工業協会の業界団体としての特別の課題が生じる。リーダーは、次のようにいう。「産業レベルでの社会的に責任ある行動の意味においてすべての会員会社に適用され引き受けられる義務は、多様な会員会社の全体が置かれている様々な諸条件を考慮しなければならない。このことは、環境と健康の保護および安全目標を確保・達成するための資源と投資、あるいは製品、素材、技術の代替可能性が問題となる、日常的な義務に該当する。そしてこの産業の大規模な企業が職能的に大規模に構成している情報、コミュニケーション、意思疎通の活動にも該当する。しかし、このことは産業ガイドラインにとって、『護送船団の最後尾の船』が行動基準を決定することを意味するものではない。このような状況のもとでは、理想の高い、有効な産業ガイドラインは自動的に、業界の信条と義務を遂行する場合、まさに比較的小規模な企業を業界レベルから後押しし、具体的に支援するという必要性を含むものである」(Rieder, B. [1996] S. 145-146.)。

参考文献

- Mariacher, A. [1996] : Dialogkommunikation als Ausdruck verantwortlichen Handelns auf Branchenebene, Das Beispiel der chemischen Industrie, in : Bentele, G. / Steinmann, H. / Zerfass, A. (Hrsg.) : *Dialogorientierte Unternehmenskommunikation*, Berlin.
- Rieder, B. [1996] : Dialoge bei der Entwicklung von Branchencodices, in : Hansen, U. (Hrsg.) : *Marketing in gesellschaftlichen Dialog*, Frankfurt a. M. / New York.
- Hansen, U. [1998] : Implikationen von Responsible Care für die Betriebswirtschaftslehre, in : Steinmann, H. / Wagner, G. R. (Hrsg.) : *Umwelt und Wirtschaftsethik*, Stuttgart.
- Meister, H.-P. / Banthien, H. [1998] : Die Rolle internationaler Industrieverbände für die Ermittlung und Implementierung einer Ethik : Das Responsible Care-Programm der Chemischen Industrie, in : Steinmann, H. / Wagner, G. R. (Hrsg.) : *Umwelt und Wirtschaftsethik*, Stuttgart.
- 岡本人志[2002],「産業レベルにおける倫理について—日本化学工業協会のレスポンシブル・ケアー」,『経済情報論集』(尾道大学) 第2巻第1号。
- 高見直樹[2002],「企業倫理の理論とネスレ社の事例—シュタインマン(およびレーア)の見解—」,『大阪市大論集』第103号。

参考資料

- Verband der Chemischen Industrie e. V. : Leitlinien Verantwortliches Handeln, Frankfurt a. M. 1995.
- Verband der Chemischen Industrie e. V. : Guidelines Responsible Care, Frankfurt a. M. 1995.
- Verband der Chemischen Industrie e. V. : Responsible Care, Data on Safety, Health and Environmental Protection Report 1996, Frankfurt a. M. 1996.